

武豊町指定給水装置工事事業者申請の流れ

① 申請書類の提出

以下に挙げる書類を提出してください。

- ア、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- イ、誓約書（様式第2）
- ウ、法人の場合は定款及び登記簿謄本、個人の場合は住民票
- エ、機械器具調書（別表）
最低限必要な機械器具
 - ・金切りのこその他の管の切断用機械器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用機械器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用機械器具
 - ・水圧テストポンプ
- オ、事業所の写真
- カ、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- キ、給水装置工事主任技術者証又は免状の写し
- ク、給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用についての確認票

② 指定給水装置工事事業者指定の審査

審査期間は書類提出後1～2週間程度です。水道事業者（町）は運営基準に基づく適切な事業運営、技能を有する者を従事又は配置するよう助言・指導に努める必要があり、申請書提出時に下記の項目について確認させていただきます。確認票を記載の上、受講等がわかる書類をお持ちください。

（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

1. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
2. 指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
3. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

③ 指定給水装置工事事業者登録手数料の納付

②の審査後、指定給水装置工事事業者登録手数料として10,000円（非課税）を納付していただきます。

④ 武豊町給水装置工事事業者証の交付

指定給水装置工事事業者登録手数料等の入金の確認が済みましたら、武豊町給水装置工事事業者証を交付します。

指定給水装置工事事業者変更又は廃止、休止、若しくは再開の手続き

武豊町指定給水装置工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、変更のあった日から30日以内に届出をしてください。

ア、事業所の名称及び所在地

イ、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ、法人にあっては、役員の氏名

エ、主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

1、変更する場合

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）に必要事項を記入して提出してください。

2、給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開する場合

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）に必要事項を記入して提出してください。なお、休止している場合も更新の手続きをしなければ、指定給水装置工事事業者の指定は取り消しとなります。

3、給水装置工事主任技術者を選任・解任する場合

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）に必要事項を記入して提出してください。